

商工すずど かわら版

第224号
小須戸
商工会

〔2月の
花
梅〕



小須戸商工会 新春賀詞交歓会を開催

新春賀詞交歓会を開催

恒例の新春賀詞交歓会が一月二十四日(木)小須戸商工会館において、熊倉淳一秋葉区長、市議会議員はじめ関係機関・関係団体の方々をこ来賓にお迎えし、大勢の会員事業所からご参加いただき、盛大に開催されました。

第一部の新春経済講演会では、皇田副会長の開会の挨拶で始まり、日本政策金融公庫新潟支店支店長 中村貴修 様より「人口減少時代を生き抜く中小企業」と題して、講演が行われました。



講演会終了後、会場を矢代田「山勢」に移し、第二部の祝賀会が開催されました。会の冒頭、村井副会長は、

「我が国経済は、輸出関連や東京オリンピック・パラリンピックの需要等を背景に景気の拡大が続いているが、十月の消費税率の引上げ、米中の貿易摩擦等が今後の経済にどのような影響を与えていくのか動向を注視していかなければならない。また、県内経済においても、国・県・市の経済政策等より緩やかながら、景気が回復しているが、深刻化する人手不足、人口減少による消費の低迷、経営者の高齢化や後継者不在による廃業など、容易に解決できない課題を抱えており、地方の中小・小規模事業者の経営環境は依然として厳しい状況にある。このような状況の中、商工会は国から認定を受けた経営発達支援事業が二年目を迎え、引き続き重点事業として、会員皆様のご商売が持続的に発展するよう、きめ細かく寄り添った伴走型支援を推進すると共に、地域経済全体の活性化を目指してまい

ります。」と新年の挨拶があり、出席者に理解と協力を呼びかけました。

続いて、熊倉淳一秋葉区長、阿部松雄市議会議員副議長、青野寛一市議会議員、栗原宇市議会議員から、それぞれ今後の商工会に対する期待と政策支援を交えた内容の挨拶を頂戴し、次に来賓の紹介が行われ、武田総務委員長による開宴の挨拶の後、北本安延新潟商工会議所副会頭から乾杯のご発声をいただき祝宴に入りました。



会場内は、新年の挨拶を交わす参加者や、新しい年に向けての抱負を語りあう光景など新年にふさわしい祝賀会となり、終始和やかな雰囲気の中、盛会のうちに終了しました。

レジ補助金が拡充されました

平成三十一年十月一日から消費税率の10%への引上げと併せて軽減税率制度(一部品目の税率を8%とする)が実施されます。軽減税率制度に対応したレジ等を導入する方への軽減税率対策補助金(レジ補助金)が拡充されましたのでご案内します。

※下線が拡充箇所です。

【申請型式について】
複数税率対応レジ等の導入等支援
《A型》、受発注システム等の改修等支援
《B型》、区分記載請求書への対応支援《C型》の三つがあります。

紙面の都合上、レジの導入・改修費用を補助するA型のみご紹介いたします。B型・C型についてはお問い合わせください。

【補助対象経費】

- ① レジ等の本体(タブレット等を含む)
- ② 券売機
- ③ レジ付属機器(バーコードリーダー)

1、レシートプリンタ等)

④設置に要する経費(商品マスタ設定費、運搬費、設置費等)

【補助率】

四分の三以内

※三万円未満のレジを一台のみ購入する場合は五分の四以内

【補助限度額】

・レジ一台あたり二十万円(商品マスタの設定、機器設置に要する経費は一台あたり二十万円を加算)

・券売機は四十万円

・一事業者あたりの上限は二百万円

【補助対象について】

対象となるレジは申請ホームページに掲載されておりますので必ず型番をご確認ください。型番リスト以外のレジの導入・改修は対象外です。リースによる導入も補助対象です。

【申請方法について】

A型は導入・改修後の申請になります。申請書と証拠書類をご用意いただきますが、申請書の作成サポートとして、一部販売店等による代理申請を利用できます。

【申請受付期限】

二〇一九年十二月十六日までに申請(導入・改修・支払いは九月三十日

まで)

【お問い合わせ・詳細等】

ホームページ(随時更新)

<http://kzt-hojo.jp/>

軽減税率対策補助金

事務局コールセンター

〇二〇二九八一一一

(受付時間:午前九時~午後五時

土、日、祝日を除く)

商工会・青色申告会による

決算申告相談会のご案内

今年も小須戸商工会と小須戸青色申告会共催で、税理士による決算申告相談会を開催いたします。

無料です(是非、ご利用下さい)。

◎日時:平成三十一年

二月二十六日(火)

三月 五日(火)

三月 十二日(火)

いずれも午前十時~午後四時
◎会場:小須戸商工会館

◎相談員:関東甲信越税理士会

新津支部 派遣税理士

江島 秀世 先生

☆ご相談には事前に予約が必要です。

☆商工会までお申込み下さい。

☆原則、事業所得等の決算書が完成

している方が対象となります。

◇平成三十年分確定申告・納付期限は、次のとおりです。

・所得税

平成三十一年三月十五日(金)

・個人事業者の消費税・地方消費税

平成三十一年四月一日(月)

※振替納税ご利用の場合、所得税の振替日は四月二十二日(月)、消費税・地方消費税の振替日は四月二十四日(水)です。税金の納付には

便利な振替納税を利用しましょう。

振替日の二~三日前には、預貯金口座の残高をお確かめください。

※かわら版一月号でもご案内いたしました

ましたが、当会へ確定申告の相談指導を依頼される方につきましては

は、申告に必要な書類と一緒にお知らせハガキ(又は通知書)をご持

参ください。

二月は「労働相談強化月間」です

休日労働相談会のお知らせ

新潟労働相談所では、平日に相談

できない方のために休日労働相談会

を開催します。相談は無料で、秘密は

固く守られます。

【日時】

平成三十一年二月十七日(日)

午後一時~午後四時三十分

【方法】

面談または労働相談専用電話

〇二五〇・二三・六一一〇

※面談による相談をご希望の場合は、

事前に電話で予約をお願いしま

す。

【場所】

新潟地域振興局一階

企画振興部労政課内

(新潟市秋葉区新津四五四-1)

【相談内容】

(労働者側)

・賃金、残業代が支払われない

・突然解雇を告げられた

・妊娠したら契約更新がなくなった

・退職を認めてくれない

(事業主側)

・対応に困っている社員がいる

・初めて組合から団体交渉を申し込

まれた

・就業規則を改正したい

…など

【その他】

通常労働相談も行っています。

・月曜日から金曜日(祝日を除く)

・午前八時三十分~午後五時十五分

・毎月第三日曜日(電話相談のみ)

・午後一時~午後五時十五分

節税しながら貯蓄する経営者のための退職金制度…小規模企業共済(詳しくは商工会へ)